## 関係団体からの意見聴取について

● 地方税法では法定外税創設にあたり、当該法定外税において<u>特定納税義務者</u>に係る税収割合が高い場合、条例制定前に議会でその納税 者の意見を聴取することとされている。

## <特定納税義務者>

- 〇 法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の 10 分の 1 を継続的に超えると見込まれる者として、次の 2 つの要件をどちらも満たすと見込まれる者
  - ①条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
  - ②当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上であると見込まれること
- 現在は本県にふさわしい税制のあり方として地下水に着目した様々な案を検討している段階であるため、法に基づく手続きは想定されていないが、第3回検討会において会長より産業界等からの意見聴取の必要性が示され、時期等について会長に一任された経緯がある。
- 第6回検討会ではある程度具体的な制度設計(案A、案B)について議論が進められると見込まれることから、第7回検討会での意見聴取に向け、その対象者を検討したい。
- 対象者からは、案Aと案Bの両案について書面により意見を聴取するとともに、うち数団体については直接招致により意見を聴取する こととしたい。

## <意見聴取の対象者及び聴取方法>

	案A (地下水の採水行為に対する課税)	案B (地下水の移出行為に対する課税)
課 税 標 準	汲み上げた地下水量	製品等(飲料)に含まれる地下水量
納税義務者として検討の対象になり得る者	・揚水設備を有する全ての事業者	・ミネラルウォーター製造業者、その他清涼飲料製造業者等
意見聴取予定者	<ul> <li>・山梨県簡易水道協会(水道)</li> <li>・山梨県食品衛生協会(食品全般)</li> <li>・山梨県ミネラルウォーター協議会(飲料)</li> <li>・山梨県機械電子工業会(機械・電子製造)</li> <li>・山梨県中小企業団体中央会(商工業)</li> <li>・山梨県商工会連合会(商工業)</li> <li>・山梨県農業協同組合中央会(農業)</li> <li>・山梨県経営者協会(経済団体)</li> <li>・山梨県経済同友会(経済団体)</li> <li>・山梨県商工会議所連合会(経済団体)</li> <li>など</li> </ul>	・山梨県ミネラルウォーター協議会 ・日本ミネラルウォーター協会 ・全国清涼飲料連合会
意 見 聴 取 の 方 法	上記団体に対し、案A・Bの両案について書面にて意見聴取を行う。併せて、うち数団体については 次回検討会へ招致し、直接意見聴取を行う。	